

三次市工場等設置奨励制度の概要

【奨励対象業種及び施設】

※令和3年4月現在

対象区域	対象業種及び施設	
三次工業団地	農業，林業，漁業及び小売業を除く産業分類に属する事業の用に供する施設及びこれらに附帯する施設（風俗営業関係業並びに公衆衛生及び環境上問題のある業種は除く）	
みわ工業団地		
四拾貫産業用地		
工業団地以外	製造業	物品の製造，加工又は修理の事業の用に供する施設及びこれらに附帯する施設
	流通施設	流通業務を専ら行うための施設
	情報サービス事業所	日本標準産業分類に掲げる中分類番号39の情報サービス業の用に供する施設
	試験研究施設	工業製品に係る基礎研究，応用研究又は開発研究を主体に行う施設で独立した構造及び設備を有するもの

【奨励制度の種類及び適用要件等】

種類	要件	助成額(算式)	限度額		対象区域
工場等設置奨励金	① 投下固定資産総額1億円以上 ② 新規雇用常用労働者5人以上	固定資産税等相当額5年間	なし		三次市内 全域
雇用奨励金	上記要件を満たす奨励事業者で、操業開始後3年間で雇用する三次市に住所を有する新規雇用常用労働者	1人当たり 100万円	なし		
土地造成奨励金	① 既に市内に工場等を有する者であること。 ② 工場等設置奨励金の要件を満たすこと。 ③ 造成する土地の面積が5,000㎡以上であること ④ 造成完了後，3年以内に操業開始すること ⑤ 新設又は増設する工場等の床面積が500㎡以上であること。	土地造成費(土地取得費を除く。)に要する経費の50%	3,000万円		
土地取得奨励金	① 工場等設置奨励金の要件を満たすこと ② 売買価格が適正な価格と認められること ③ 土地を1ha以上取得すること ④ 土地取得後2年以内に操業すること	土地取得代金額の20%	民-民	1億円	四拾貫産業用地
		土地取得代の5%	民-民	「土地取得奨励金」と「設備等所得奨励金」の合計5,000万円	
設備等取得奨励金	① 土地取得奨励金の対象事業者(面積1ha以上) ② 建物の床面積が延べ500㎡以上 ③ 新規雇用常用労働者5人以上	建物及び設備投資額の5%			
水道助成金	① 投下固定資産総額5億円以上 ② 新規雇用常用労働者5人以上 ③ 水道の使用水量が毎月1,000㎥以上	水道使用料金の50%(10年間)	1,500万円/年		三次工業団地
地盤改良奨励金	① 工場等設置奨励金の要件を満たすこと ② 三次工業団地第Ⅲ期分譲地を広島県から購入すること。	地盤改良工事等に要する経費の50%	3,000万円		三次工業団地 Ⅲ期分譲地